

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	枚方市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、介護保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1. 資格管理 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</p> <p>2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料収納等 ・保険料減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る給付制限等</p> <p>3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等</p> <p>4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</p>
③システムの名称	介護保険システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の17の項(同条例施行規則第18条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)</p> <p>【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、90、95の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿社会部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ①部署	福祉部高齢社会室 介護担当	健康部 長寿社会推進室 介護担当	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	坂田 幸子	山本 宣茂	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 高齢社会室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料収納等 ・保険料減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料収納等 ・保険料減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法別表第1の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の17の項(同条例施行規則第18条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の95の項	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 5, 6, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47, 49条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 第93, 94項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46, 47条	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、33、39、58、90、95の項	事前	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ①部署	健康部 長寿社会推進室 介護担当	長寿社会部 介護保険課	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課	事後	
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	(新規)	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、33、39、58、90、95の項	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) 【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、90、95の項	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長の役職	山本 宣茂	課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	